

平成11年11月30日
株式会社国民銀行
金融整理管財人

特別背任事件の告訴について（報道発表）

（株）国民銀行金融整理管財人は、みだしの事件について下記のとおり告訴した。

記

- 1 告訴年月日 平成11年11月29日
- 2 告訴人 株式会社国民銀行金融整理管財人
田 知 本 章
松 嶋 英 機
預金保険機構（理事長・松田 昇）
- 3 告訴先 東京地方検察庁及び警視庁
- 4 被告訴人 株式会社国民銀行
前頭取 小此木幸雄
前副頭取 鈴木秀行
- 5 告訴罪名 特別背任罪（商法第486条）
- 6 告訴事実

被告訴人らは、銀行資金の貸付けを行うに当たっては、あらかじめ貸付先の営業状態、資産等を精査するとともに、確実にして十分な担保を徴するなどして、貸付金回収のための万全の措置を講ずべき任務を有していたにもかかわらず、被告訴人らは、共謀の上、カラオケ店舗の営業を営むカミパレス株式会社及び被告訴人らの利益を図る目的をもって、被告訴人らの右任務に背き、カミパレスには債務の返済能力がなく、カミパレスに対する貸付金は保全不足の状態にあったため、カミパレスに引き続き貸付を行えばその貸付金の回収が危ぶまれる状態にあることを熟知しながら、十分な担保を徴せず、貸付金の回収を確保するための万全の措置を講ずることなく、平成9年7月31日から平成10年6月1日までの間、前後20回にわたり、カミパレスに対して合計90億5,100万円を融資し、国民銀行に同額の財産上の損害を加えたものである。

平成11年12月22日
株式会社 国民銀行
金融整理管財人

国民銀行の旧経営陣に対する民事提訴について（報道発表）

㈱国民銀行金融整理管財人は、本日、東京地方裁判所に対し、国民銀行の旧経営陣を被告とする損害賠償請求訴訟を提起した。

1 提訴案件の概要

各案件における、融資金額、実行日、被告、融資審議会の開催状況、損害額、訴額については、別紙1・提訴案件一覧のとおり。

2 各案件の請求の趣旨、請求原因等について

各案件の請求の趣旨、請求原因、損害については、別紙2・国民銀行・民事訴訟①～④のとおり。

3 国民銀行について

㈱国民銀行は、昭和28年6月19日、「㈱国民相互銀行」の商号で設立され、同月30日に相互銀行法に基づく相互銀行業の免許を受けて、翌7月1日から業務を開始。

平成元年3月29日に銀行法に基づく銀行業の免許を受けて、同年4月1日に現在の商号に変更し、普通銀行への転換を果たした。

㈱国民銀行は、平成11年4月11日、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」（いわゆる金融再生法）68条1項に基づき、金融再生委員会に預金等の払戻しを停止するおそれがある旨の申し出を行い、同日、同法8条1項に基づき、再生委員会から金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分を受けるに至った。

㈱国民銀行は、千代田区内神田2丁目3番4号に本店を置き、平成11年3月31日現在で、資本金124億7400万円、店舗数37（出張所2を含む）、従業員数745名であり、預金（譲渡性預金を含む）の平均残高（平成10年4月1日から平成11年3月末日まで）は5138億3800万円であった。

提 訴 案 件 一 覧

	融資金額	実行日	被 告						融資審議会		損害額	訴 額
									実施	実施日		
国際販売	13億円	H4.2.6	佐藤	小此木	皆川	鈴木	小林		○	H4.2.5	13億円	4億円
トーカー	1億円	H4.12.24	小此木	皆川	福田	鈴木	小林	三井	○	H4.12.22	11億7,747万9,809円	3億円
	11億7,000万円	H4.12.24	小此木	皆川	福田	鈴木	小林	三井	○	H4.12.22		
	1億円	H5.1.29	小此木	皆川	福田	鈴木	小林	三井	○	H5.1.28		
陶々商事	2億5,900万円	H6.12.14	小此木	鈴木	福田	高木	町田		○	H6.12.13	2億3,622万円	2億円
トーカーアド	5,500万円	H9.6.10	小此木	鈴木					×		5,220万円	4,000万円
	1億1,500万円	H9.7.30	小此木	鈴木	福田	今岡	岡		○	H9.7.28	1億1,206万円	1億円
			被 告 計 11 名								計 10億4,000万円	

【国民銀行・民事訴訟①；陶陶商事案件】

1 請求の趣旨

小此木幸雄（代表取締役・頭取 [当時。以下同じ]）、鈴木秀行（代表取締役・副頭取）、福田満（代表取締役・専務）、高木常年（常務取締役）、町田勇（取締役・本店営業部長）に対し、連帯して2億円請求

2 請求原因

(1) 事情

(有)陶陶商事は、中華風レストランの経営等をする有限会社。

当行は、S59/2月から(有)陶陶商事が属するグループ会社（いずれも料理店を経営）に貸付を行ってきたところ、同グループ会社が延滞を重ねたことから、H4/9月に貸付金の整理を行い、(有)陶陶商事は2億円の債務を負担することになった。

その後も(有)陶陶商事を含む同グループ会社は延滞を重ね、当行は、H6/10月までに(有)陶陶商事に対し追加貸付をしたが、同グループ会社のレストラン経営も営業不振であること等により、同グループ会社による既存貸付金の返済は不可能な状況となった。

本件貸付は、上記状況の下、新規店舗を開店する以外に現状を打開できないとして、店舗開設資金を貸し付けた事案。

(2) 債務不履行

H6/12/8、(有)陶陶商事に対し2億5900万円の貸付を実行。

(ア)設備投資（新規出店）計画についての杜撰な審査

(イ)具体的な返済財源が捻出されるか否かは不確実

(ウ)(有)陶陶商事は債務超過、借入金延滞中等により返済能力なし

(エ)大幅な保全不足

3 損害

(有)陶陶商事は、本件貸付のわずか6か月後には再び延滞となり、本件貸付により営業開始した新規店舗もH10/9月に閉鎖し、企業実態は消滅。貸付金全額を引当済で、今後同社から回収の見込みはない。

本件貸付後の返済等により貸付残高は2億3622万円であり、同額が損害額である。

【国民銀行・民事訴訟②；トーコー案件】

1 請求の趣旨

小此木幸雄（代表取締役・頭取〔当時。以下同じ〕）、皆川忠（代表取締役・専務）、福田満（常務取締役）、鈴木秀行（常務取締役）、小林俊彦（常務取締役）、三井良憲（取締役・新宿支店長）に対し、連帯して3億円請求

2 請求原因

(1) 事情

(株)トーコーは、広告、広告代理店等に関する業務を営む株式会社。

H3/10月に貸付先会社が倒産したことに伴い、当行及びこくぎんリースの同社に対する既存貸付債権（旧債権）2億円及び7億円がそれぞれ回収不能となった。

本件は、H4/12月に、当行及びこくぎんリースの旧債務が不良債権化することを回避する目的で、(株)トーコーに対し、健康センター建設事業用地購入等資金の名目で貸付を実行して、その貸付金で、旧債権の担保である渋谷区富ヶ谷の土地（本物件）を買い取らせて旧債権の回収に充てる、いわゆる「不良債権の飛ばし」を行うとともに、これに協力してもらったことに対する謝礼として、同建設事業の準備金の名目で更に貸付を上乗せし（いわゆる「謝礼融資」）、貸付を行った事案。

上記「不良債権の飛ばし」により、当行は1億円、こくぎんリースは7億円を回収した。

(2) 債務不履行

H4/12/24及びH5/1/29、(株)トーコーに対し合計13億7000万円の貸付を実行。

(ア)謝礼融資を伴う不良債権の飛ばし

(イ)事業計画の実現は不確実

(ウ)(株)トーコーは既存設備投資の失敗及びこれに伴う金利負担の増大等により、返済能力なし

(エ)大幅な保全不足

3 損害

(株)トーコーは本件貸付から1年を経ないH5/9月には不渡りを出して事実上倒産し、本件貸付の一部を債務引受をした(株)トーコーアドもH10/5月に不渡り倒産するなどしており、今後これらの会社から回収できる見込みはない。

本件貸付後の返済等により貸付残高は11億7747万9809円であり、同額が損害額である。

【国民銀行・民事訴訟③；トーコーアド案件】

1 請求の趣旨

- (1) 小此木幸雄（代表取締役・頭取〔当時。以下同じ〕）、鈴木秀行（代表取締役・副頭取）に対し、連帯して4000万円請求
- (2) 小此木幸雄、鈴木秀行、福田満（代表取締役・専務）、今岡正雄（常務取締役）、岡英樹（常務取締役）に対し、連帯して1億円請求

2 請求原因

(1) 事情

㈱トーコーアドは、写植、広告制作等に関する業務を営む株式会社。

当行は、㈱トーコーが倒産し同社に対する貸付が不良債権化することを防止するため、同社の関連会社である㈱トーコーアドに対し、㈱トーコーの債務の一部を引き受けさせて不良債権の正常化を図った。また、これに併せて、同正常化に協力してもらったことへの謝礼融資的な貸付を行う等した。

しかし、その後、㈱トーコーアドは、高利貸からの借入、融通手形操作等により資金繰りに窮して当行に対する上記貸付の返済も延滞するようになり、当行としても、同社が倒産すると上記債務引受させた貸付やその後実行された上記貸付が不良債権化する等の問題があった。

本件貸付は、同社の倒産を回避するために、同社債務の返済資金や手形決済資金等を貸し付けた事案。

(2) 債務不履行

いずれも㈱トーコーアドに対し、H9/6/10、5500万円の、H9/7/30、1億1500万円の各貸付を実行。

(7) 決算書類に虚偽の記載あり

(イ) 一時凌ぎの救済融資

(ウ) ㈱トーコーアドは延滞中で、高利貸や融通手形を利用する等しており、返済能力なし

(エ) 大幅な保全不足

3 損害

㈱トーコーアドは本件貸付から1年を経ないH10/5月に不渡りを出して事実上倒産しており、今後同社から回収の見込みはない。

本件貸付後の返済等により、H9/6/10付け貸付の残高は5220万円、H9/7/30付け貸付の残高は1億1206万円であり、これらの額が損害額である。

【国民銀行・民事訴訟④；国際販売案件】

1 請求の趣旨

佐藤陽一（代表取締役・頭取〔当時。以下同じ〕）、小此木幸雄（代表取締役・副頭取）、皆川忠（代表取締役・専務）、鈴木秀行（常務取締役）、小林俊彦（常務取締役）に対し、連帯して4億円請求

2 請求原因

(1) 事情

国際販売㈱は、不動産販売等の業務を営む株式会社。

H2/1月に貸付先会社が倒産したことに伴い、当行の同社に対する既存貸付債権（旧債権）約3億円が回収不能となった。

本件は、H4/2月、旧債務の不良債権化を回避する目的で、国際販売㈱に本件貸付を実行し、同貸付金で、旧債権の担保である西浅草の土地建物（本物件）を買い取らせて旧債権の回収に充てた、いわゆる「不良債権の飛ばし」の事案。

旧債権には西浅草の土地建物（ラブホテル）（本物件）につき抵当権が設定されていたが、他の金融機関による極度額7億円の先順位根抵当権が存在し、本物件の時価が7億円に満たないことは明らかであったため、本物件売却による回収は期待できなかったことから、本物件を10億5000万円で売買させることとし、同売買代金額と、これに「謝礼融資」を上乗せして、合計13億円を貸し付けたもの。

(2) 債務不履行

H4/2/6、国際販売㈱に対し13億円の貸付を実行。

(7) 謝礼融資を伴う不良債権の飛ばし

(イ) 具体的に返済財源が捻出されるか否かは不確実

(ウ) 国際販売㈱は債務超過、多額の借入金を抱えその利払も棚上げ中である等により、返済能力なし

(エ) 大幅な保全不足

3 損害

国際販売㈱は本件貸付の返済を全く行っておらず、本件貸付については全額償却済であって、今後同社から回収の見込みはない。

本件貸付の残高は13億円であり、同額が損害額である。

平成12年7月10日
株式会社 国民銀行
金融整理管財人

国民銀行の旧経営陣に対する追加民事提訴について(報道発表)

株式会社国民銀行金融整理管財人は、本日、東京地方裁判所に対し、国民銀行の旧経営陣を被告とする損害賠償請求訴訟を提起した。

1 提訴案件の概要（別紙「提訴案件一覧」のとおり）

当行からカミパレス(株)に対して行われた、平成9年7月31日から平成10年6月1日まで、20回、合計90億5100万円の融資。

2 被告

前代表取締役頭取	おこのぎゆきお 小此木幸雄
前代表取締役副頭取	すずきひでゆき 鈴木 秀行
元代表取締役専務	ふくだみつる 福田 満
前常務取締役	いまおかまさお 今岡 正雄
前常務取締役	おかひでき 岡 英樹

3 請求の趣旨

- ① 小此木、鈴木、福田、今岡及び岡に対し連帯して5億5950万円
- ② 小此木、鈴木、福田及び今岡に対し連帯して 1億8760万円
- ③ 小此木、鈴木、福田及び岡に対し連帯して 2億5290万円

4 請求原因

ア 事情

カミパレス(株)は、同社の関連会社の福一産業(株)がオーナーから受注を受けてカラオケ店舗の建設や内装工事を行い、カミパレス(株)が当該オーナーからカラオケ店営業の委託を受け、オーナーに対して「委託料」と

称する高額な家賃を支払うが、その際、福一産業㈱が家賃を保証する方法で営業を行っていた（「高額家賃保証方式」）。しかし、カミパレス㈱が経営するカラオケ店の多くは、高額な家賃支払義務により経営を圧迫されて赤字。これを保証する福一産業㈱の経営も圧迫し、結局、当行から福一産業㈱への融資が増大。

当行は、平成4年11月、行員を派遣し両社の実態把握の調査を行い、その結果、福一産業㈱の粉飾が判明。その後も、数回にわたる調査により、両社は再建困難、融資をうち切るべきなどの報告が経営陣に対してなされたが、その後も融資は継続された。

また、平成9年1月31日以降、融資先が福一産業㈱からカミパレス㈱へ変更され、福一産業㈱の債務は徐々にカミパレス㈱にシフトされた。

平成9年2月10日、カミパレス㈱から当行に対し、2億7000万円の融資申込み。同日開催の融資審議会では、審査部及び本店営業部は、融資実行に強く反対したが、結局、融資が実行された。

イ 債務不履行

その後も、当行からカミパレス㈱に対する融資が継続された上、平成9年7月31日から平成10年6月1日までの間、前後20回にわたり、本件各融資が実行された。

① 上記事情から、被告らは、本件融資が返済困難であったことを認識していたと認められる。

② また、以下の稟議書の記載から、被告らは、かかる事実を認識し得たと認められる。

- ・ 資金用途の不当性
- ・ 返済原資の不存在
- ・ 返済能力なし
- ・ 特定先に対する過度の貸付け
- ・ 大幅な担保不足

ウ 損害

カミパレス㈱は、平成11年3月30日、当行から破産申立がなされ、同年10月20日、破産宣告。今後、同社から回収の見込みはない。

本件貸付後の返済等により貸付残高は合計58億7400万円であり、同額が損害額である。

5 国民銀行について

株式会社国民銀行は、昭和28年6月19日、「株式会社国民相互銀行」の商号で設立。同月30日、相互銀行法に基づく相互銀行業の免許を受け、翌7月1日から業務を開始。

平成元年3月29日に銀行法に基づく銀行業の免許を受け、同年4月1日に現在の商号に変更し、普通銀行への転換。

株式会社国民銀行は、平成11年4月11日、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」（いわゆる金融再生法）第68条第1項に基づき、金融再生委員会に預金等の払戻しを停止するおそれがある旨の申し出を行い、同日、同法第8条第1項に基づき、金融再生委員会から金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分を受けるに至った。

株式会社国民銀行は、東京都千代田区内神田2丁目3番4号に本店を置き、上記処分を受ける前の平成11年3月31日現在で

資本金 124億7400万円

店舗数 37（出張所2を含む）

従業員数 745名

預金（譲渡性預金を含む）の平均残高（平成10年4月1日から平成11年3月末日まで） 5138億3800万円

であった。

また、上記処分後の平成12年3月31日現在では

資本 △1769億8500万円

店舗数 37（出張所2を含む）

従業員数 625名

預金（譲渡性預金を含む）の平均残高（平成11年4月1日から平成12年3月末日まで） 3024億7700万円

である。

以上

提 訴 案 件 一 覧

(単位:円)

No.	実行日	融資金額	被 告					融資審議会 実施日	損害額	訴 額	備考
①	H09.07.31	400,000,000	小此木	鈴木	福田	今岡	岡	H09.07.31	40,000,000	6,800,000	
②	H09.08.11	160,000,000	小此木	鈴木	福田		岡	H09.08.08	16,000,000	2,700,000	
③	H09.09.01	200,000,000	小此木	鈴木	福田	今岡		H09.09.01	40,000,000	6,800,000	
④	H09.09.10	240,000,000	小此木	鈴木	福田		岡	H09.09.10	48,000,000	8,200,000	
⑤	H09.09.30	630,000,000	小此木	鈴木	福田	今岡	岡	H09.09.30	189,000,000	32,200,000	
⑥	H09.10.13	100,000,000	小此木	鈴木	福田	今岡	岡	H09.10.13	30,000,000	5,100,000	
⑦	H09.10.31	635,000,000	小此木	鈴木	福田	今岡		H09.10.31	251,000,000	42,700,000	
⑧	H09.11.10	70,000,000	小此木	鈴木	福田	今岡	岡	H09.11.10	28,000,000	4,800,000	
⑨	H09.12.01	815,000,000	小此木	鈴木	福田		岡	H09.12.01	405,000,000	68,900,000	
⑩	H09.12.10	180,000,000	小此木	鈴木	福田	今岡	岡	H09.12.10	90,000,000	15,300,000	
⑪	H10.01.05	670,000,000	小此木	鈴木	福田	今岡	岡	H09.12.30	402,000,000	68,400,000	
⑫	H10.01.12	90,000,000	小此木	鈴木	福田	今岡	岡	H09.12.30	54,000,000	9,200,000	
⑬	H10.02.02	840,000,000	小此木	鈴木	福田	今岡	岡	H10.02.02	588,000,000	100,100,000	
⑭	H10.02.10	90,000,000	小此木	鈴木	福田	今岡	岡	H10.02.02	63,000,000	10,700,000	
⑮	H10.03.02	965,000,000	小此木	鈴木	福田	今岡		H10.03.02	771,000,000	131,300,000	
⑯	H10.03.10	50,000,000	小此木	鈴木	福田	今岡		H10.03.02	40,000,000	6,800,000	
⑰	H10.03.31	940,000,000	小此木	鈴木	福田	今岡	岡	H10.03.31	846,000,000	144,000,000	
⑱	H10.04.10	30,000,000	小此木	鈴木	福田	今岡	岡	H10.03.31	27,000,000	4,600,000	
⑲	H10.04.30	930,000,000	小此木	鈴木	福田	今岡	岡	H10.04.30	930,000,000	158,300,000	
⑳	H10.06.01	1,016,000,000	小此木	鈴木	福田		岡	H10.06.01	1,016,000,000	173,100,000	
合 計		9,051,000,000							5,874,000,000	1,000,000,000	

※ 小此木、鈴木、福田、今岡、岡 559,500,000
 ※ 小此木、鈴木、福田、今岡 187,600,000
 ※ 小此木、鈴木、福田、岡 252,900,000